

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法			法令番号	昭和26年法律第45号					
手続名	社会福祉連携推進法人の認定			根拠条項	第127条					
審査基準	<p>社会福祉連携推進法人の認定は、根拠条項のほか、令和3年11月22日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉連携推進法人の認定等について」に定める社会福祉連携推進法人認定・運営基準に基づいて行う。</p>									
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	30日	目次	
							標準経由期間	一日	No.	